

(案)

患者サービス事業（カード式テレビ等の 設置及び運営事業）契約書

埼玉県立循環器・呼吸器病センター（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、患者サービス事業（以下「事業」という。）として、
病室等に設置するカード式テレビ、冷蔵庫、洗濯乾燥機等物品の設置及び維持管理並び
にその運営業務を目的とし、設置に必要な建物を貸付ける賃貸借契約を締結する。

（趣旨）

第1条 甲と乙は本契約に基づき、患者に対するより良いサービスの向上に資する目的
で事業を実施し、この契約を誠実に履行するものとする。

（事業の実施）

第2条 乙は、本契約書及び患者サービス事業（カード式テレビ等の設置及び運営事業）
実施要領並びに仕様書に基づき履行しなければならない。

（賃貸借物件）

第3条 賃貸借物件は次のとおりとする。

所 在	埼玉県熊谷市板井1696番地
名 称	埼玉県立循環器・呼吸器病センター
貸付箇所	本館棟、A病棟、治療棟及び新館棟
貸付面積	258.33㎡

（物品等の設置）

第4条 甲は、前条の貸付箇所に、乙が業務に使用する別紙物品等の設置を承諾する。

（賃貸借期間）

第5条 賃貸借期間は、令和6年10月1日から令和11年9月30日までとする。

（契約更新等）

第6条 この契約は、借地借家法（以下「法」という）第38条の規定に基づくもので
あり法第26条、第28条及び法第29条第1項並びに民法（明治29年法律第89
号）第604条の規定は適用されないことから、契約更新に係る権利は一切発生せず、
前条に定める賃貸借期間満了時において本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の
継続によるものを含む。）は行われず、賃貸借期間の延長も行われないものとする。

2 甲は、前条に定める賃貸借期間満了の1年前から6か月前までの期間（以下「通知
期間」という。）に乙に対し、賃貸借期間の満了により本契約が終了する旨を書面によ
って通知するものとする。

3 甲は、通知期間内に前項の通知をしなかった場合においても、通知期間経過後改め
て前条に定める賃貸借期間の満了により本契約が終了する旨の書面による通知を乙に
した場合、当該通知日から6か月を経過した日をもって、本契約は終了する。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は、公募説明書に基づき提案された5年間の賃貸借料予定額の10
0分の1とする。ただし、地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程（以
下「契約規程」という。）第26条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

2 契約保証金は賃貸借料、管理費等の納入が遅延した場合においてこれに充当するほ
か、本契約に伴う一切の損害賠償に充当する。

3 契約保証金は、賃貸借物件が甲に返還された後、乙の請求により甲は返金するもの
とする。契約保証金には利息は付さない。

（賃貸借料）

第8条 賃貸借料は消費税を除いた月間売上額に、○%を乗じ、消費税相当額を加算し
た金額とし、毎月納付すること。

なお、管理費は賃貸借料に含むものとする。

（賃貸借料の支払い）

第9条 乙は、甲の発行する納入通知書により、甲の指定した日までに支払うものとする。

る。

(違約金の徴収)

第10条 乙は、前条に定める期限までに賃貸借料または管理費を納付しなかったときは、遅延日数に応じ、納付すべき賃貸借料または管理費の額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たない場合は、この限りではない。

(利用料金の設定等)

第11条 乙は、患者利用料金を設定及び変更する場合は、甲の承認を必要とするものとする。

(費用負担)

第12条 本契約に基づく、物品等の設置、保守及び撤去等にかかわる一切の費用は、次のとおり甲乙が分担して負担するものとする。

- (1) 本物品等の設置に関する一切の費用は乙が負担する。
- (2) 本物品等の維持及び保守並びに修繕費用は乙の負担とする。
- (3) 本物品等の故障等により建物及び設備に損害を与えた場合の費用は乙が負担する。
- (4) 本物品の撤去、移動及び処分に関する一切の費用は乙が負担する。
- (5) NHK受信契約は乙が行い、NHK受信料の支払いは乙が負担する。
- (6) 本物品の使用する電気及び水道料金、汚水処理施設負担金は甲が負担する。
- (7) その他の費用については、本契約の趣旨に照らし甲乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第13条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第14条 乙は、この事業の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約の解除権)

第15条 甲は、乙がこの契約の条項に違反したときは、契約を解除することができる。

- 2 賃貸借期間内においては、甲、乙ともにこの契約を解約できないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、甲において、公用、公共又は公益事業の用に供するため賃貸借物件を必要とするときは、この契約を解除することができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続きを要することなく、直ちにこの契約を解除する事ができる。
 - (1) この契約に先立ち、設置事業者の募集に応募する際に、乙から提出された各種書類に虚偽の記載が確認されたとき。
 - (2) 銀行取引を停止されたとき
 - (3) 甲の信用を著しく失墜させる行為を行ったとき。
 - (4) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。
 - (5) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

(契約解除に伴う損失)

第16条 前条の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責めを負わないものとする。

(事業品の撤去及び回収)

第17条 第16条の規定によりこの契約を解除した場合において、乙は甲が指定する期間内に物品等の撤去及び回収を乙の負担により行わなければならない。

ただし、期間設定については、甲が患者に対するサービスの低下を生じないと判断した間とし、乙はこれに従うものとする。

(損害賠償)

第18条 乙は、その責めに帰する理由により、甲又は第三者に対して損害を与えた場合には、その損害に相当する金額を支払わなければならない。ただし、乙が原状に復した場合は、この限りでない。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(状況報告等)

第20条 乙は甲に対し、売上額を毎月報告しなければならない。必要に応じて資料の提出を求め、又は状況報告等の調査、指示をすることができる。

(秘密の保持)

第21条 乙は、業務実施に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(定めのない事項)

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和6年 月 日

埼玉県熊谷市板井1696番地
甲 地方独立行政法人埼玉県立病院機構
埼玉県立循環器・呼吸器病センター
病院長 池谷 朋彦

乙

患者サービス事業（カード式テレビ 等の設置及び運営事業）実施要領

第1 目的

この要領は、患者サービス事業（以下「事業」という。）の適正な執行を確保し、患者に対するサービスの向上を図ることを目的とする。

第2 定義

この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業とは、病室等に設置するカード式テレビ、冷蔵庫、洗濯乾燥機等の維持管理並びに運営事業をいう。
- (2) 物品等とは、事業に必要なものの一切をいう。

第3 報告書

乙は、甲に次の各号に掲げる報告書を提出しなければならない。

- (1) 乙は、毎月月末に利用者数、利用日数（回数）、売上金及び納付金を記載した報告書を提出しなければならない。また、必要に応じ月末以外に行った場合にも同様とする。
- (2) 乙は、修理を行った場合、設置場所、故障箇所・内容、修理箇所・内容をその都度報告書を提出しなければならない。
- (3) 乙は、循環器・呼吸器病センター内に保管している予備品についての、入出庫及び在庫状況を記録し、甲の指示により報告書を提出しなければならない。

第4 料金の徴収等

乙は、毎月月末に販売機の売上金の回収をしなければならない。
また、月末以外でも必要に応じて行うものとする。

第5 利用者等への周知

乙は、事業で使用するすべての物品等について、利用説明等必要事項を利用者等へ周知するものとする。

第6 院内への掲示等

乙は、搬入搬出時など甲が必要と判断した場合には、甲の指示により院内等に掲示しなければならない。

第7 保守管理等

機器のメンテナンス巡回（土日祝日を除く毎日）、故障発生時の緊急対応を行うものとする。

第8 支払い

乙は、甲の発行する納入通知書により、速やかに支払うものとする。

第9 契約の解除

甲又は乙が、契約を解除する場合は、あらかじめ理由及び必要事項を記載し通知しなければならない。

第10 定めのない事項

乙は、現場の状況等に応じ、誠意をもってこれを遂行するものとする。